

スマホではじめる健康づくり (継続コース)

月1回、スマートフォン等のオンラインを使った教室で、元気な身体を手に入れてみませんか。

時 毎月第4月曜日午前10時～11時30分

内 オンラインで簡単な運動、元気で過ごすための生活のポイントを学ぶ

対 市内在住のおおむね65歳以上で、一人で運動可能な方

定 30人 (申込順)

申 6月3日から、電話またはEメールで講座名・住所・氏名・年齢・電話番号を介護福祉課包括支援係 (☎042-387-9845) s050399@koganei-shi.jpへ



高齢者いきいき活動講座 折紙講座 脳トレORIGAMI ランドセルとテディベア

時 7月10日(水)午後2時～4時、17日(水)午前10時～正午(全2回)

所 社会福祉協議会

講 藤井佐江子さん(日本折紙協会認定講師)

対 市内在住のおおむね60歳以上の方

定 20人(多数抽選)

申 6月10日(消印有効)までに、往復はがきに住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・電話番号を明記し、社会福祉協議会「おりがみ係」(〒184-0004本町5-36-17 ☎042-387-0011)へ

住民税非課税世帯の方へ 介護保険各認定証

「訪問介護等利用者負担助成認定証」

訪問介護、夜間対応型訪問介護または第1号訪問事業を利用する際に、利用者負担を10%から6%に軽減する「小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成認定証」を住民税非課税世帯で条件を満たす方を対象に交付しています。

現在、認定証をお持ちの方は、7月31日(水)で有効期

間が終了します。対象の方には、申請書類を郵送しましたので、更新を希望する場合は6月14日(金)までに手続きをしてください。申請書が届かない方はご連絡ください。

「介護保険負担限度額認定証」

施設サービス利用時の食費・居住費(滞在費)の軽減措置を受けられる「介護保険負担限度額認定証」を住民税非課税世帯の方を対象に交付しています。なお、8月から自己負担額の上限が変わりま

す。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

現在、認定証をお持ちの方は7月31日(水)で有効期間が終了します。対象の方には6月中旬に、必要な書類を郵送しますので、更新を希望する場合は7月3日(水)までに手続きをしてください。

認定証をお持ちでない方で施設サービスやショートステイを利用する場合は、申請手続きを行ってください。なお、住民税非課税世帯であっても、次のいずれかに該当す

る場合は、交付することができません。

▽世帯分離している配偶者が住民税課税者である場合

▽預貯金等が一定額(段階により異なる)を超える場合

◇共通◇

問 介護福祉課介護保険係(市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9822)

東京都介護支援専門員 実務研修受講試験の受験要項を配布

■要項配布 6月3日～28日



救急医療災害支援情報キットのご活用を

同キットは、緊急時や災害時に備えて、かかりつけ医、持病、服薬状況、緊急連絡先、障がい程度、支援上の留意点などを記入した情報シートや保険証の写しなどを入れて保管しておく容器です。

迅速な救急、救命活動を行うための重要な手助けになるとともに、災害時に適切な支援を得るための情報伝達用具として使うことができます。

対 次のいずれかに該当する在宅の方およびそれに準ずる方▷75歳以上のひとり暮らしの方および75歳以上の高齢者のみの世帯の方▷身体障害者手帳1・2級の方▷愛の手帳1・2度の方▷

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方▷難病者福祉手当を受給されている方

申 直接、地域福祉課(市役所第二庁舎2階)、保健センター、各地域包括支援センター、本町高齢者在宅サービスセンター、障害者福祉センター、精神障害者地域生活支援センターそらへ

※代理の方の申請も可能です

問 地域福祉課 地域福祉係 (☎042-387-9915)

迅速な救急、救命活動を行うための重要な手助けになるとともに、災害時に適切な支援を得るための情報伝達用具として使うことができます。

対 次のいずれかに該当する在宅の方およびそれに準ずる方▷75歳以上のひとり暮らしの方および75歳以上の高齢者のみの世帯の方▷身体障害者手帳1・2級の方▷愛の手帳1・2度の方▷

その結果は、(公財)東京都福祉保健財団が運営する「とうきょう福祉ナビゲーション」(https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/)などのホームページで公表され、福祉サービスの利用者が、サービスを選択する際の情報として、また福祉サービス提供事業者の事業改善のために活用されます。

対 市内に次の福祉サービスを提供する事業所があり、第三者評価の結果の公表に同意できる事業者

▽高齢系▷小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護など

▽障害系▷居宅介護、短期入所(医療型)、障害児通所支援

▽子ども家庭系▷認可保育所(民設)、認証保育所A型・B型

に、介護福祉課(市役所第二庁舎2階)または市役所第二庁舎1階受付で他詳細は要項をご覧ください

問 (公財)都福祉保健財団人材養成部(☎03-33344-8512)、市介護福祉課包括支援係(☎042-387-9845)

申 6月28日までに、所定の申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要な書類を添付し、地域福祉課地域福祉係(市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9915)へ



母子保健ガイド

「離乳食教室」

時 △2回食▷7月9日(火)午後2時30分～3時45分▷3回食▷7月5日(金)午後1時30分～2時45分

内 内産科衛生士・管理栄養士による講義など

対 △2回食▷おおむね6～7か月児の保護者▷3回食▷おおむね8～11か月児の保護者

定 各日12人(申込順) 他親子同室

11時所公民館東分館講吉野友香乃さん(歌手)ほか市内在任・在学の小学生以下の子どもと保護者(小学校3年生以下は保護者同伴)定40人(多数抽選) 申6月7日までに、Eメール(1家族1通)に講座名・住所・氏名(ふりがな)・子どもの年齢と保護者の年代・電話番号を明記し、公民館東分館(☎042-384-4422) k020413@k.email.ne.jp)へ



「ひがし赤ちゃんCafe」

時 6月27日(木)、7月18日(木)、9月12日(木)、28日(土)、10月10日(木)、24日(木)、11月14日(木) いずれも午前10時～11時30分(全7回)

所 公民館東分館内

内 離乳食、手遊び、赤ちゃんの応急救護

講 竹内恵津子さん(健康運動指導士)ほか市内在任・在勤・在学中、第1子が令和5年7月1日以降に誕生した保護者と子ども

定 8組(申込順) 申6月3日から、Eメールまたは直接、講座名・住所・保護者(子どもの氏名)ふりがな・子どもの月齢と保護者の年代・性別・電話番号を明記し、公民館東分館(☎042-384-4422) k020413@k.email.ne.jp)へ

申 6月3日から、電話またはEメールで講座名・住所・氏名・年齢・電話番号を介護福祉課包括支援係(☎042-387-9845) s050399@koganei-shi.jpへ



▽市内に次の福祉サービスを提供する事業所があり、第三者評価の結果の公表に同意できる事業者

▽高齢系▷小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護など

▽障害系▷居宅介護、短期入所(医療型)、障害児通所支援

▽子ども家庭系▷認可保育所(民設)、認証保育所A型・B型

子ども・子育て支援講座

10歳からの音楽会「親子で楽しむ歌とリズム」

時 6月22日(土)午前10時～

